



用語解説付き

提 言 書

～「これからの宇部市の社会教育と
私たちの地域づくり」について～

令和7年（2025年）2月

宇部市社会教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	背 景	3
III	提 言	8
IV	おわりに	12
V	参考資料	14

I はじめに

1. 社会教育とは

社会教育は、戦後の教育改革を進めていく中で、社会教育に関する国と地方公共団体の任務を明らかにすることを目的として昭和24年6月に制定された「社会教育法」において、次のように定義されています。

【社会教育法による定義】

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

このように社会教育は、学校教育以外の分野で地域社会を豊かにするために行われる教育であり、その概念も非常に幅広いため、広範な社会のニーズに応えることが期待されています。

2. 社会教育が必要とされる要因

現代の日本社会では、少子高齢化や共働き世帯の増加等により、地域が抱える課題も大きく変化するとともに、子どもたちについても、生活体験や自然体験、異年齢者との交流、他人への思いやりや社会性などが不足しているのではないかと、といった問題が懸念されています。

近年、地域と学校が抱えている主な課題としては、次のようなことが考えられますが、これらの課題を解決するためには、地域や学校がそれぞれ独自で考えるのではなく、両者が社会教育という共通のツールを使用し、相互に協力し合いながら解決を図っていく必要があります。

◆地域側の視点から

地域活動を支えるための人材の確保が重要であり、学びを通じて新たな地域人材の育成や、すでに十分なスキルを持った人材の掘り起こしなどを進めていく必要があります。

また、地域社会そのものの発展や、次世代のリーダーを育てることが求められており、子どもたちへの積極的なアプローチも必要となっています。

◆学校側の視点から

学校だけでは対応しきれない事案も多く見られるようになり、多様な子どもたちの現状に対応するための一助として、地域からの支援が必要となっています。

現行の学習指導要領においても、子どもたちの「生きる力」を育むため、地域の人的・物的資源の活用などを通して、「学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること」の重要性を述べています。

3. 新たに求められている社会教育のあり方

平成29年3月の社会教育法の改正により、社会教育の重要な活動として「地域学校協働活動（※1）」が法律に位置付けられ、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員（※2）」に関する規定が整備されるなど、これまでの「支援」から「協働」への発展をめざす地域学校協働活動の推進と、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度（※3））との一体的な推進が求められるようになりました。

このように、社会教育を通じて地域と学校が連携・協働していくことで、共に地域社会の持続可能な発展に寄与することが期待されています。

4. 社会教育が果たすべき役割や意義

現在、各自治体が進めている社会教育行政は、学習活動の主体性や多様性、社会の変化に対応した学習内容など、社会教育の特徴を十分に踏まえながら、それを支援・促進することにより、住民の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ることができる点にその意義があると言われています。

また、人づくり、つながりづくり、地域づくりに貢献する社会教育は、人口減少や後継者不足、過疎化といった地域課題の解決に取り組むうえでも重要な役割を果たしています。

5. 提言の目的

近年、社会経済情勢が急激に変化し、地域を取り巻く課題も複雑・多様化する中、宇部市においても社会教育の意義や役割を踏まえた取組の充実が求められるようになってきたことから、本委員会では、まず誰もがこの社会教育の持つ意味を理解することが重要と考えています。

そして、教育とは一見無関係にも見えるこれらの諸問題も、元をたどれば社会教育の欠如が原因となっていることも十分に考えられることから、本委員会では、持続可能な地域づくりの実現に向けて社会教育による学びをどのように活性化させ、生かしていくべきか、という視点にスポットを当てて議論を深めながら、このたび提言をまとめました。

Ⅱ 背 景

1. 国・県の動向

国や県においては、「社会教育」や「地域学校協働活動」に関する取組方針が掲げられており、特に近年では、「地域学校協働活動」に焦点を当てた施策が積極的に展開されています。

以下に、具体的な方向性が示されている部分を一部抜粋して紹介します。

◆令和5年6月閣議決定 「教育振興基本計画」から

学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

基本施策

1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくり（※4）を推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくり（※5）を推進する。

2 家庭教育支援の充実

- ・子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チーム（※6）の普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

3 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

- ・子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

地域連携教育の充実

主な取組

1 全県的な連携推進体制の構築・強化

- ・小・中学校、高等学校、特別支援学校等の地域連携の取組を切れ目なく支援する地域連携教育再加速化サポートチームの設置による全県一体的なコーディネート推進
- ・フォーラムの開催や、SNS（※7）等を生かした好事例の情報発信
- ・CSチーフ（※8）、CSサポーター（※9）、地域学校協働活動推進員、学校運営協議会委員等を対象とした各種研修会の実施による資質能力の向上

2 「社会に開かれた教育課程（※10）」の実現に向けた「やまぐち型地域連携教育（※11）」の推進

- ・地域と連携・協働する活動に主体的に参画する児童生徒の育成をめざした多様な人々による熟議や子どもも大人も学び合う活動の促進
- ・学校と地域が協働して「学校・地域連携カリキュラム（※12）」を見直し、活用する仕組みづくりの促進

3 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「やまぐち型社会連携教育（※13）」の推進

- ・地域協育ネット（※14）の仕組みを生かしながら、学校・学科の特色や専門性に応じて広く社会と連携する高校ならではの取組の推進
- ・子どもたちの豊かな学びの実現をめざした、学校運営協議会での目標・ビジョンの共有や計画的な評価・改善の実施

4 多様な人材の参画による社会総がかりの活動の推進

- ・学校と地域をつなぐコーディネーター等に必要な知識・技能等の習熟を図る講座の開催
- ・地域学校協働活動（地域協育ネットの取組）の充実に向けた県教育委員会、市町教育委員会による支援
- ・放課後子ども教室の充実と放課後児童クラブとの連携促進

2. 宇部市における地域学校協働活動の現状

宇部市ではもともと、市内8か所（東岐波、西岐波、厚南、原、厚東、二俣瀬、小野、船木）に公民館（※15）が設置されていましたが、地域づくりや社会教育の推進拠点として、より多様な機能を有する施設にしていく必要があったため、市内24か所のふれあいセンターに統一された経緯があり、現在は、全てのふれあいセンターが「公民館類似施設（※16）」に位置付けられています。

併せて、8地区の公民館に設置されていた「公民館運営審議会（※17）」も廃止となり、すでに他地区で組織されていた「社会教育推進委員会（※18）」が新たに設置されています。

また、同時に、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」をめざしていくため、社会教育推進委員会の所掌事務に、従来の社会教育活動に加えて「地域と学校の連携・協働に関すること」を追加し、現在、社会教育推進委員会が、地域と学校との連携・協働活動を進めていく「地域学校協働本部（※19）」としての役割を担っています。

このように、宇部市における「社会教育推進委員会」は、各ふれあいセンターを拠点として、地区内の社会教育と、社会教育を基盤とした「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を推進することを目的に設置されたもので、「地域学校協働本部」の機能を併せ持つ、市独自の取組の一つとなっています。

（1）地域学校協働活動における好事例の紹介

現在、市内の各地区では、コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学校と地域が連携して、地域課題の解決に向けた「地域学校協働活動」が進められています。

以下に、いくつかの先進的な地域学校協働活動の好事例を紹介します。

◆藤山中学校 『ヤング自治会』・『地域元気応援隊』

藤山地区では、他地区と同様に、役員の高齢化や担い手不足が深刻な地域課題となっていました。藤山中学校が主体となり、地域の一員としての自覚を高めるため、生徒が自分の住んでいる自治会の清掃活動等に主体的に参加する「ヤング自治会」の取組を「総合的な学習の時間（※20）」の中で実施し、他の中学校にも広がりを見せ始めています。

また、校内のボランティアグループである「地域元気応援隊」を組織し、随時、生徒への参加者募集を行うなど、地域への貢献を積極的に呼びかけています。

◆常盤中学校 『ときわ学』

常盤中学校では、生徒会や部活動など一部の生徒にとどまる傾向が見られた地域・社会への主体的な参画意識を全校生徒へ広げるために、「総合的な学習の時間」の中で「ときわ学」という授業を新たに実施しています。

この授業を通して、地域の歴史を学びながら、生徒たちが自ら「環境」や「スポーツ・運動」、「防災・災害」といった地域課題を見つけ、解決案を模索し、地域に提案することで、その成果を地域貢献につなげています。

また、恩田地区の社会教育推進委員会では、この「ときわ学」の取組を地区の社会教育研修会で発表してもらうなど、生徒と地域住民との間で活発な意見交換が行われています。

◆岬地区社会教育推進委員会・岬小学校

『みさき健康フェア・スポーツ・デイ参観日』

岬地区では、「住民の健康づくり」という地域課題と、岬小学校における「児童の体力低下」という学校課題とを共通課題として捉え、社会教育推進委員会の中で運動イベントの合同開催について調整が行われました。

その結果、標記の運動イベントを学校参観日に実施することで、イベント当日には、保護者を含め、高齢者から子どもたちまで大変多くの参加者で賑わい、健康・体力づくりに加え、幅広い世代間の交流も促進することができています。

これらの事例は、地域の特性に合わせた独自の取組として展開されており、他地区の参考となる可能性があります。

今後も、こうした取組の成果を共有しながら、地域と学校が連携できる協力体制を強化していくことが重要です。

(2) 社会教育推進委員会における各地区の実情

(1) で紹介したとおり、地域学校協働活動については、一部の地区で他の模範となるような素晴らしい取組が展開されるようになりましたが、その一方で、各地区の実情により、取組内容には様々な地域差が見られることから、協働活動の主体となる社会教育推進委員会については、現在、次のような課題があるものと考えられます。

◆地域活動を担う人材の不足

少子高齢化の影響もあり、どの地区においても、「学校との連携・協働をはじめ、地域活動に参加する顔ぶれはいつも同じ。メンバーは高齢化していくばかりで若い世代が入ってこない。」といった声が寄せられ、地域活動に関する人材不足等が深刻な状況となっています。

そのため、地域に埋もれている人材の掘り起こしやその育成を進めることで、新たな人材を確保していく必要があります。

◆委員会に対する考え方の違い

地域内の社会教育を進めていく社会教育推進委員会の活動に必要性や重要性を感じ、充実した協働活動等が継続的に行われるように、様々な支援や取組が進められている地区がある一方で、委員会自体にあまり意義を感じられず、独自で活動することに消極的となっている地区もあるなど、委員会に対する考え方や理解度についても地域差が広がっています。

市全体で社会教育を推進していくためには、まずは、社会教育推進委員会が中心となって進める社会教育による学びが地域づくりや学校づくりに大変有効であることを共通認識していただけるよう、全体的な意識の底上げを図っていく必要があります。

◆横のつながりの欠如

各地区の社会教育推進委員会同士に横の連携があまり見られず、協働活動の好事例などに関する情報共有が不足している現状があります。

これを改善するため、全地区を対象とした連絡会議や情報交換の場を定期的に設けるとともに、地域間連携を図る必要があります。

Ⅲ 提 言

本委員会では、今期の協議テーマを「これからの社会教育と地域づくり」と定め、これを具体的に進めていく方向性を示すため、次のとおり提言します。

1 提言テーマ

人と人をつなぐ、持続可能な地域社会の構築に向けた“学び”の創造

2 提言項目

◆地域人材の発掘・育成と保護者世代の参加促進

将来の地域社会を担う人材の発掘や育成は、地域づくりにおいて大変重要です。

そのためには、各ふれあいセンターの講座等を通じた人脈づくりや、社会教育に関連する研修機会を充実させるほか、次世代リーダーの育成にも力を注ぐことが必要です。

また、次世代の人材を育成していくためには、保護者の参加が必要不可欠と考えられることから、PTA等の保護者の組織とも連携し、保護者世代が積極的に地域活動に関わっていけるような仕組みづくりや参画しやすい環境づくりも必要です。

保護者世代の参画が増えることにより、幼少期の子どもたちも就学前の早い段階から地域の良さを知る機会が増えるため、地域全体が互いに「顔見知り」の関係になることで、人と人とのつながりが生まれ、そのつながりが強まり、さらに広がっていく、といった相乗効果が期待できます。

◆地元の地域団体や関係者による支援

地域の社会教育を安定的に推進していくためには、コミュニティ推進協議会（※21）や自治会連合会、社会福祉協議会等の地縁団体や、地域を拠点に活動している民間団体など、その地域の実情に詳しい地元の地域団体や関係者による支援が不可欠です。

社会教育推進委員会の活動に対し、委員としての参画や、地域からの運営費の一部助成など、様々な形で支援していくことが有効と考えます。

◆各地区の好事例や失敗事例等の共有

全市的に社会教育を充実させていくためには、市の内外を問わず、他地区における先進的な取組の成功事例や、課題を解決するうえで苦勞した体験談、あるいは、取組がうまくいかなかった失敗事例などの情報を広く共有していくことが有効と考えます。

これにより、様々なノウハウを学ぶことができ、全体的な意識の底上げや地域間連携の促進が期待できます。

◆地域コーディネーターとしての地域学校協働活動推進員の役割強化

地域学校協働活動を充実させていくためには、地域と学校の橋渡し役となる地域学校協働活動推進員の活動が重要です。

地域学校協働活動推進員が地域のコーディネート役として十分に認知され、活発に活動することにより、地域学校協働活動の円滑な実施や充実が図られるとともに、地域の教育力の向上や子どもたちの地元への愛着心や地域貢献意識の醸成にもつながります。

◆地域の「学びの場」における大人の学びの充実

将来的に持続可能な地域づくりを考えた場合、子どもたちを中心に据えながら、地域全体で「学び」を共有することが重要です。

子どもから大人まで全ての地域住民が学校を含めた地域全体が「学びの場」であることを認識していくことで、地域と学校の連携や協働活動も進み、地域と学校の双方にとって有益な協力関係を築くことができるとともに、大人にとっても活動を通じた新たな学びの充実が期待できます。

このように、学校やふれあいセンターにおいて、地域の大人が学び続けられる環境を整えていくことが、地域全体の教育力向上にもつながります。

3 実現に向けた具体的な手法

前述のとおり、持続可能な地域社会を構築していくためには、市内全24地区の社会教育推進委員会が各地区内の社会教育を推進することはもちろんのこと、地域学校協働本部としても、その機能が十分に果たせるよう、学校とのつながりを強化しておく必要があります。

以上を踏まえ、本委員会としては、今回の提言項目を実現するための手法として、次の2点が有効と考えます。

① 地域学校協働本部として、社会教育推進委員会の役割を充実させる

◆人材確保に向けた委員構成の見直し

社会教育推進委員会の構成メンバーの中に地域コーディネーターとして重要な役割を果たす地域学校協働活動推進員や、PTA関係者など、子どもたちに身近に関わっている保護者世代の参画を促していく取組が必要です。

また、地域の社会教育を進めていくためには、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動の実施が有効と考えられることから、多様な視点を取り入れた委員構成となるよう見直しを図っていくことが重要です。

◆「人材登録バンク」の設置

地域人材の発掘や活用のための人材登録バンクを設置し、社会教育推進委員会がそのコーディネート役を担うことが有効と考えます。

この人材登録バンクを通じて、これまで参画できていなかった新たな人材や保護者世代などが地域活動に積極的に参加できる仕組みづくりが期待できます。

◆委員会に対する地域団体や地元関係者の理解促進

地域の社会教育の推進には、その地区内に所属している地域団体や地元関係者による理解と支援が重要です。

社会教育推進委員会は地域学校協働本部の機能も有していることから、特に普段から学校との連携・協働を進めている地域団体やその関係者とは積極的に協力関係を築いていく必要があります。

そのためには、教育委員会が市民活動や地域コミュニティを所管する市民活動課等と十分に連携しながら、地域団体や地元関係者との交流が円滑に行われるよう支援していくことが有効と考えます。

また、特に、社会教育の推進拠点となる各ふれあいセンターの職員が、学校との連携・協働を視野に入れた取組を行う社会教育推進委員会の役割の重要性を再認識し、地域学校協働活動推進員が活動しやすい環境づくりを進めていくことが重要です。

◆地域・学校・家庭間の交流を促進する地域学校協働活動推進員の取組強化

地域学校協働活動を通じて、子どもたちに地域の良さや地域の人々を知る機会を提供していくことは、生まれ育った地域への愛着心を育み、子どもたちの自己有用感や地域貢献意識の向上につながることから、持続可能な地域づくりにも有効と考えます。

地域学校協働活動推進員には、「地域学校協働活動の企画・立案」や、「学校や地域住民等、関係者の連絡・調整」などの役割が期待されており、地域学校協働活動推進員が学校と地域のコーディネート役として、地域・学校・家庭が連携を深めながら、子どもを中心に据えた地域学校協働活動の充実や円滑な実施を図ることで、地域全体の社会教育が盛り上がりを見せ、より強固な連携・協働が期待できます。

そのためにも、地域学校協働活動推進員が、自身の役割を十分に理解して活動に取り組めるよう、県が実施している「地域コーディネーター養成セミナー」等の研修機会を生かして、コーディネート力を向上させていくことが重要であり、同様に、活動拠点となる各ふれあいセンターの職員に対しても資質向上を図ることのできる場を提供していく必要があります。

また、地域学校協働活動推進員の持続可能な活動のためには、行政としても、個人の能力のみに頼るのではなく、後継者育成の意味も含め、常に複数体制で、かつ広域にも対応できるような、重層的な仕組みづくりを構築していくことが有効と考えます。

② 保護者・地域に届く情報発信の充実に努める

◆情報発信の改善

情報発信においては、それが確実に受け取り手に届いているか、または双方向でのコミュニケーションが成り立っているかが重要であることから、例えば、学校参観日や地域行事等を活用した直接的な情報発信や、SNSやスマートフォン等のデジタル技術の積極的な活用なども含め、対象者に応じた効果的な発信方法を検討していく必要があります。

◆地域学校協働活動推進員に関する周知拡大

各地区に配置されている地域学校協働活動推進員の活動状況があまり知られていないという現状があるため、さらなる周知を図っていくことが重要です。

社会教育推進委員会や学校運営協議会等の場で地域学校協働活動推進員の活動状況を積極的に周知したり、各地域が発行する「地区だより」等で紹介するなど、様々な情報を広く発信していく工夫が必要です。

◆地域間における情報共有と相互交流の推進

社会教育推進委員会や地域学校協働活動推進員の取組状況など、社会教育に関する情報共有が十分でないと考えられるため、例えば、オンラインを積極的に活用しながら定期的に情報交換会を開催するなど、各関係者が積極的に意見交換等を行える機会を提供することで相互交流を進めることが必要です。

また、「宇部市地域おうえんサイト『チイキのチカラ』（※22）」等のウェブサイトを活用することで、各地区における社会教育推進委員会や地域学校協働活動推進員の活動状況の紹介や、地元の子どもたちとの連携や保護者を交えた交流の様子等の配信、講演会等で招いた講師の情報等を各地区が共有できるページの作成など、様々な情報を市全体で有効活用できる仕組みを構築することができれば、より幅広い協働が可能となり、地域間の連携も一層深まることが期待できます。

Ⅳ おわりに

現代の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化を図ること、そして、その中に暮らす多様な人々の共生を実現していくことへの貢献を期待されています。

この背景には、社会における大きな、そして急速な変化が存在しています。

少子高齢化や人口の減少・偏在、地方分権改革などによる行政体制の変化とその財政状況の厳しさ、また、技術革新の進展や産業構造の変化など、私たちを取り巻く社会の変化は、その生活の難しさに直結する課題を多くはらんでいます。

これまで、社会教育は、趣味・教養の類から社会生活や職業上の知識技術に関するものなど、市民一人ひとりの求める自己学習の充実を図るような性格を主としてきていました。

しかし、こうした状況の下にあって、社会の要請の視点から、地域課題を解決するための学習を進めることが期待される存在になっているのです。

もうひとつ、地域課題の解決に際して、学校教育との連関でもって推進することが示されています。

社会全体が高度に分業化した結果、学校は、教育に関する依存を一身に受け、一個の独立したコミュニティのようになってきてしまいました。

こうした状況の改善を期して、地域社会が学校教育に参画するコミュニティ・スクールの制度がつくられ、そして「学校を核とした地域づくり」の観点から地域学校協働活動が制度化されるに至っています。

もともと学校教育に対置するものとしての社会教育もありますが、ここに来て、双方で共通・共有される「学び」についての価値、意義について見直すことが求められているといえます。

「社会に開かれた教育課程」が求められている学校教育に対して、地域社会の方でも学校という存在が自らの一部であることを再認し、これを支え、ともに学び、そしてこれを軸として共に活動することが求められるところであり、互いに補完する存在であるという視点が重要であるといえます。

これらの方向性は中央教育審議会の答申において示され、それを受けて平成29年と令和元年に社会教育法を改正するという形に反映されてきました。

宇部市でも、地域課題は山積しています。

そこで、本委員会では、こうした施策の方向性を受け、そして、地域の課題に対し、「持続可能な地域社会の構築」に向けた社会教育の推進方策について考えてきました。

地域学校協働活動の推進を中心として、実行可能性を最優先に、基本的な、それでいて効果の高い事項に焦点化して提言をまとめています。

提言の柱として、

- ① 行政に課す課題として、社会教育を教育部局の施策に矮小化しないための、部局間の連携強化と総合的視点による取組の強化
- ② 本市で「社会教育推進委員会委員」として任じるところの地域の社会教育のコーディネーター役の役割についての認識を広めることとその人材・体制の充実
- ③ 小学校区をコミュニティとしてとらえた施策から発展させ、地域間の連携・補完の関係強化を図る取組の推進

といったことを示しました。

また、これらの内容を進めるために「情報」の重要性を強調しています。

ひとは、社会の中では一人で生きているのではありません。

皆、他者との関わりを伴いながら存在しています。

そしてまた、その社会は絶えず変化をしているものでもあります。

ゆえに、その中で、「生きる力」を得て、互恵性のある、よりよい生活を構築していくためには「学び」は必要不可欠のものといえます。

社会教育の推進・拡充により、この「学び」が当たり前のことになって、市民一人ひとりのウェルビーイングの実現する宇部市の社会の醸成を願うところです。

宇部市社会教育委員会

委員長 伊 藤 一 統

V 参 考 資 料

◆宇部市社会教育委員

任期：令和6年(2024年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

選出区分	No.	氏 名	所 属 ・ 役 職	備考
(一号委員) 学校教育	1	ふじなか としおみ 藤 中 俊 臣	宇部市小学校長会 (厚南小学校 校長)	
	2	ふじもと ひでのり 藤 本 秀 則	宇部市中学校長会 (厚南中学校 校長)	
		すぎはら さなえ 杉 原 早 苗	宇部市中学校長会 (厚東川中学校 校長)	前任
	3	なかむら しどう 中 邑 至 道	宇部市私立幼稚園連合会 (宇部フロンティア大学付属幼稚園 園長)	
(一号委員) 社会教育	4	いまもと みつよ 今 本 満 代	宇部市PTA連合会 (副会長)	
		こうち きよみ 河 内 清 美	宇部市PTA連合会 (副会長)	前任
	5	はらだ まさゆき 原 田 正 之	宇部市子ども会育成連絡協議会 (会長)	
	6	しらき ゆうこ 白 木 優 子	宇部市婦人会協議会 (副会長)	
		ふじい けいこ 藤 井 恵 子	宇部市婦人会協議会 (会長)	前任
	7	やまもと よしお 山 本 美 穂	宇部市人権教育推進委員協議会連絡会 (副会長)	
	8	かいとう いわお 海 頭 巖	藤山ふれあいセンター (館長)	
(二号委員) 家庭教育	9	ふるしょう りえ 古 庄 理 恵	第二波木保育園 (園長)	
		なかやま あきのり 中 山 昭 乗	宇部市保育連盟 (前副会長)	前任
	10	うえはら ひさゆき 上 原 久 幸	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会 (委員)	副委員長
	11	たかの まき 高 野 真 紀	ナラティブ・ママ・サロン (代表)	
(三号委員) 学識経験者	12	いとう かずのり 伊 藤 一 統	宇部フロンティア大学短期大学部 (教授)	委員長
	13	あさはら きょうこ 浅 原 京 子	宇部工業高等専門学校 (教授)	

(※前任者については、令和5年度中(R6.3.31まで)の任期となる。)

◆宇部市社会教育委員会の開催状況

年度	種 別	期 日	内 容
令和5年度	第1回会議	令和6年1月23日	(1) 社会教育課所管説明 ①令和5年度事業進捗状況 ②令和6年度社会教育関係団体への補助金交付 (2) 今期テーマ「これからの社会教育と地域づくり」に関する提言について (3) その他
	意見聴取 ほか	令和6年3月7日	・提言項目等に対する意見聴取 ・工程表（提言書完成までの運営スケジュール案）の提示
	第2回会議	令和6年3月27日	(1) 提言書（骨子案）について (2) その他
令和6年度	第1回会議	令和6年6月28日	(1) 社会教育課所管説明 ①令和6年度事業進捗状況 ②令和6年度社会教育関係団体への助成金交付 (2) 提言書（骨子案）について (3) その他
	意見聴取	令和6年10月11日	・提言書（素案）に対する意見聴取
	第2回会議	令和6年10月17日	(1) 提言書（素案）について (2) その他
	意見聴取	令和6年11月27日	・提言書（最終案）に対する意見聴取
	第3回会議	令和7年1月15日	(1) 提言書（最終案）について (2) その他

◆宇部市社会教育委員に関する条例

昭和二十五年四月二十四日

条例第二十号

最終改正 平成二六年三月三十一日

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、宇部市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

(定数)

第三条 委員の定数は、二十人以内とする。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第五条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十七年五月二十一日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年九月三十日条例第五十三号）

この条例は、昭和二十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十五年三月三十日条例第九号）

この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日条例第十四号）

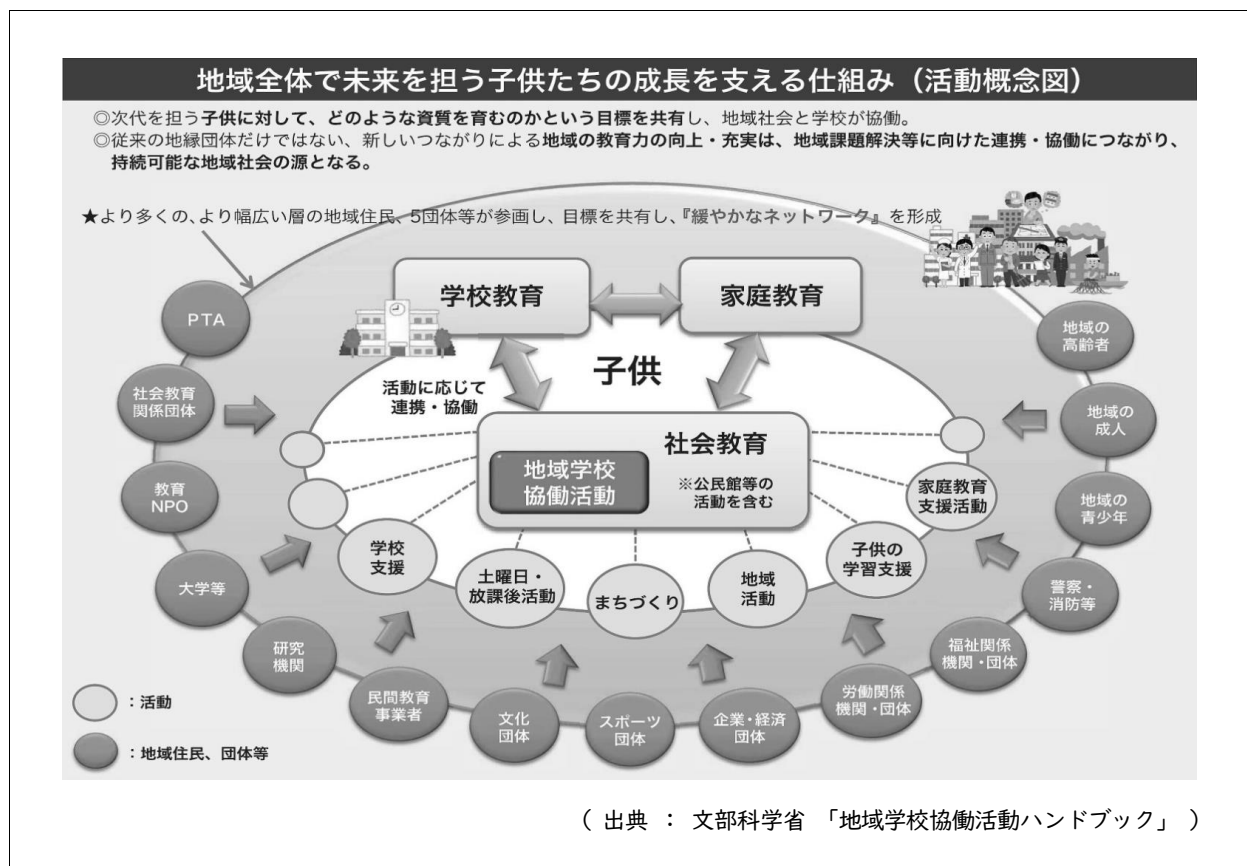
この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

◆用語解説（及び概念図）

（※１）

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、団体・企業等の幅広い参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。



（※２）

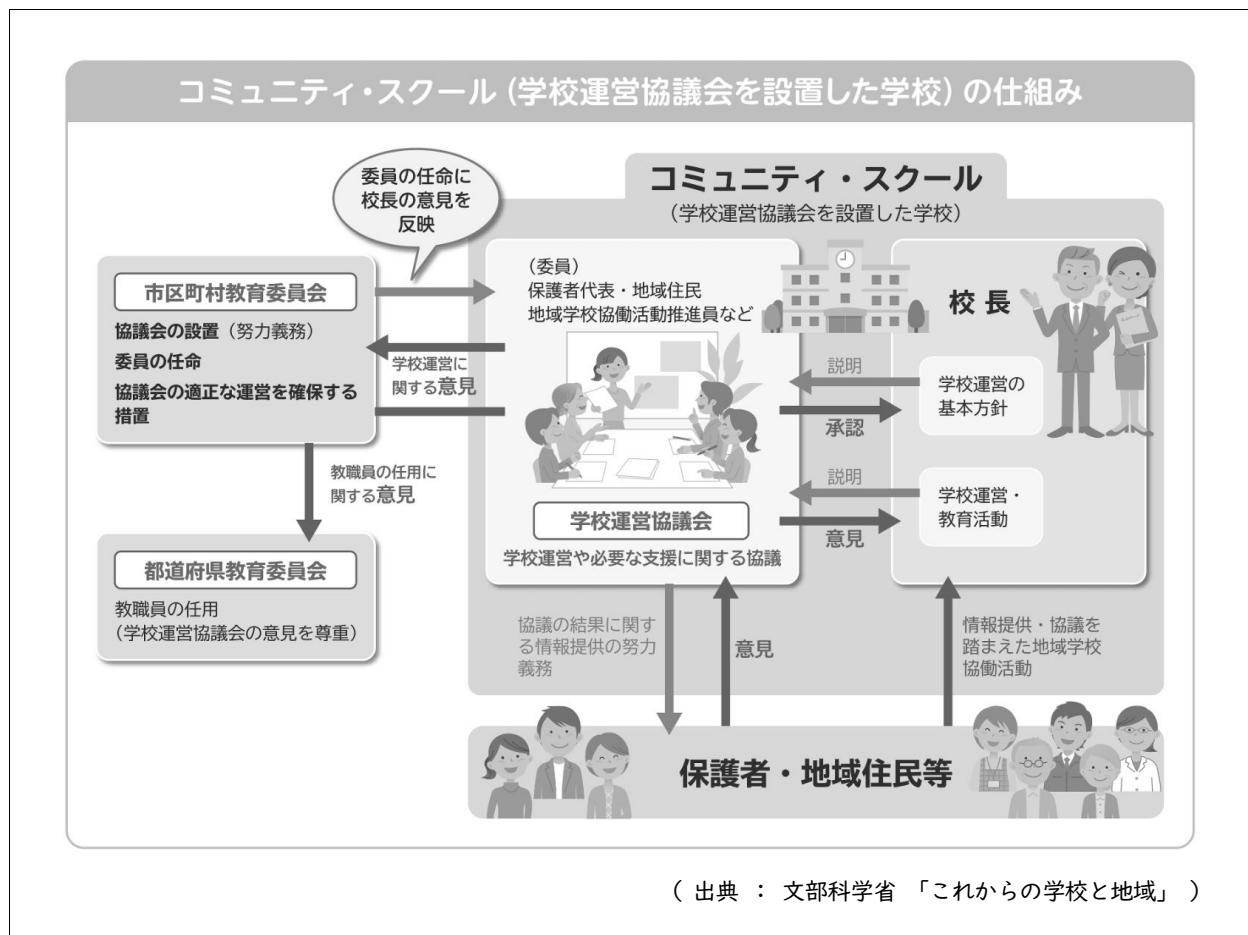
地域学校協働活動推進員

社会教育法に基づき、教育委員会の取組に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う人材のこと。

(※3)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関「学校運営協議会」を設置している学校のこと。



(※4)

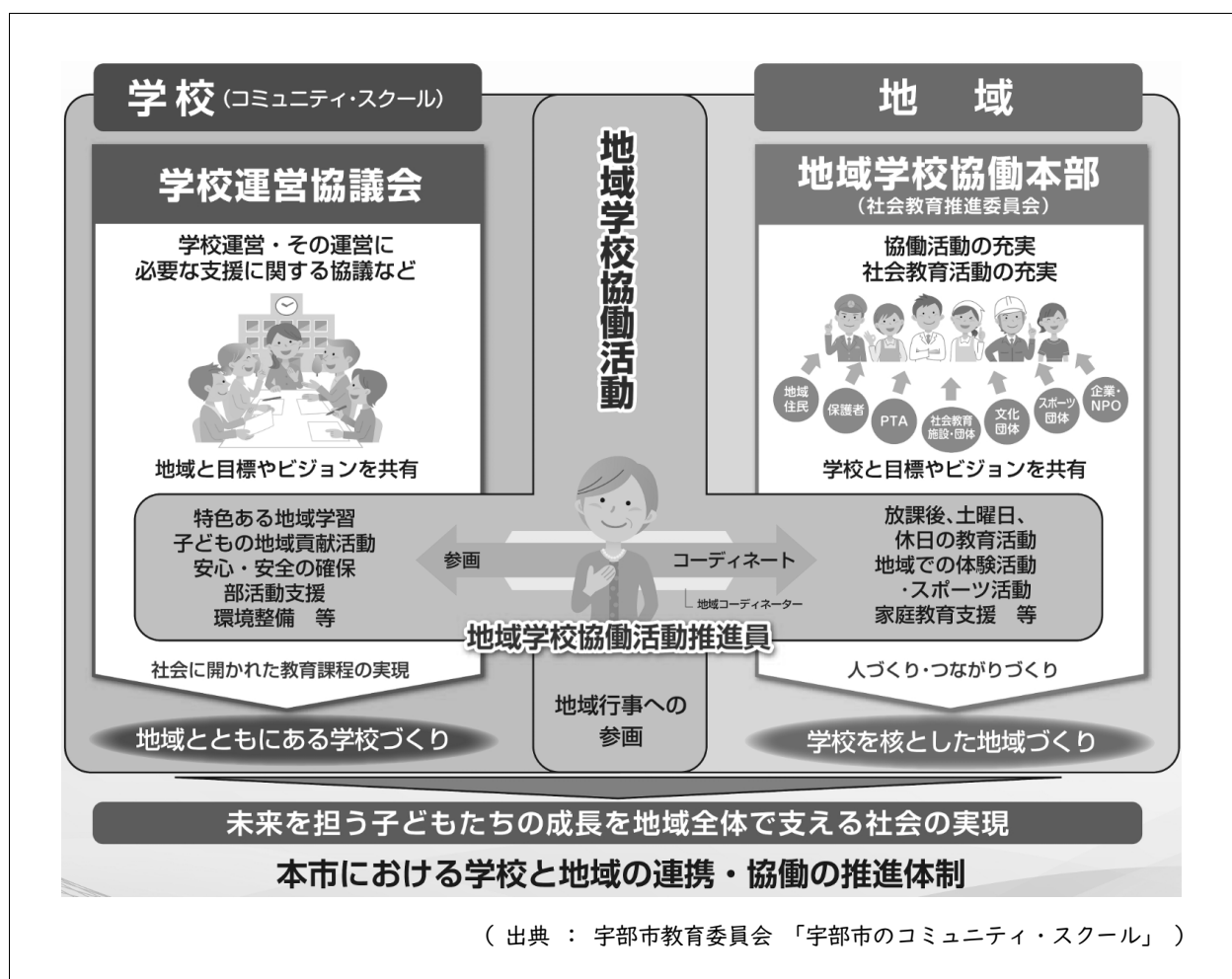
地域とともにある学校づくり

学校に関わる大人同士が「どのような子どもに育てたいのか」、「何を実現していくのか」、という目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学びを展開していく取組のこと。

(※5)

学校を核とした地域づくり

学校と地域が連携・協働した取組や地域資源・地域教材を生かした教育活動を進めることにより、郷土愛を育み、地域に誇りを持つ人材を育成し、地域力の強化につなげていく取組のこと。



(※6)

家庭教育支援チーム

育児や家庭教育に関する相談の実施や、親子で参加する様々な講座などの学習機会の提供等を目的に、子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成されたグループのこと。(宇部市では、「こどもえがおサポートチーム(訪問型家庭教育支援)」を設置し、児童生徒や家庭に対してアウトリーチ型の支援を実施している。)

(※7)

SNS

人々がインターネット上でつながり、友人や知人と交流したり、興味のあるコンテンツを発信したりすることができる「ソーシャルネットワーキングサービス」の略称。

(主なものに、「X（旧ツイッター）」、「インスタグラム」、「フェイスブック」、「ティックトック」などがある。)

(※8)

CSチーフ

CS（コミュニティ・スクールの略）への理解促進のため、県内7エリアに配置され、配置校におけるコーディネートと配置エリアのCSサポーター及び市町教育委員会への助言・支援等を行う人材のこと。

(※9)

CSサポーター

CS（コミュニティ・スクールの略）への理解促進のため、県立高校等に配置され、配置校におけるコーディネート及び学校運営協議会の開催・運営に係る庶務等を行う人材のこと。

(※10)

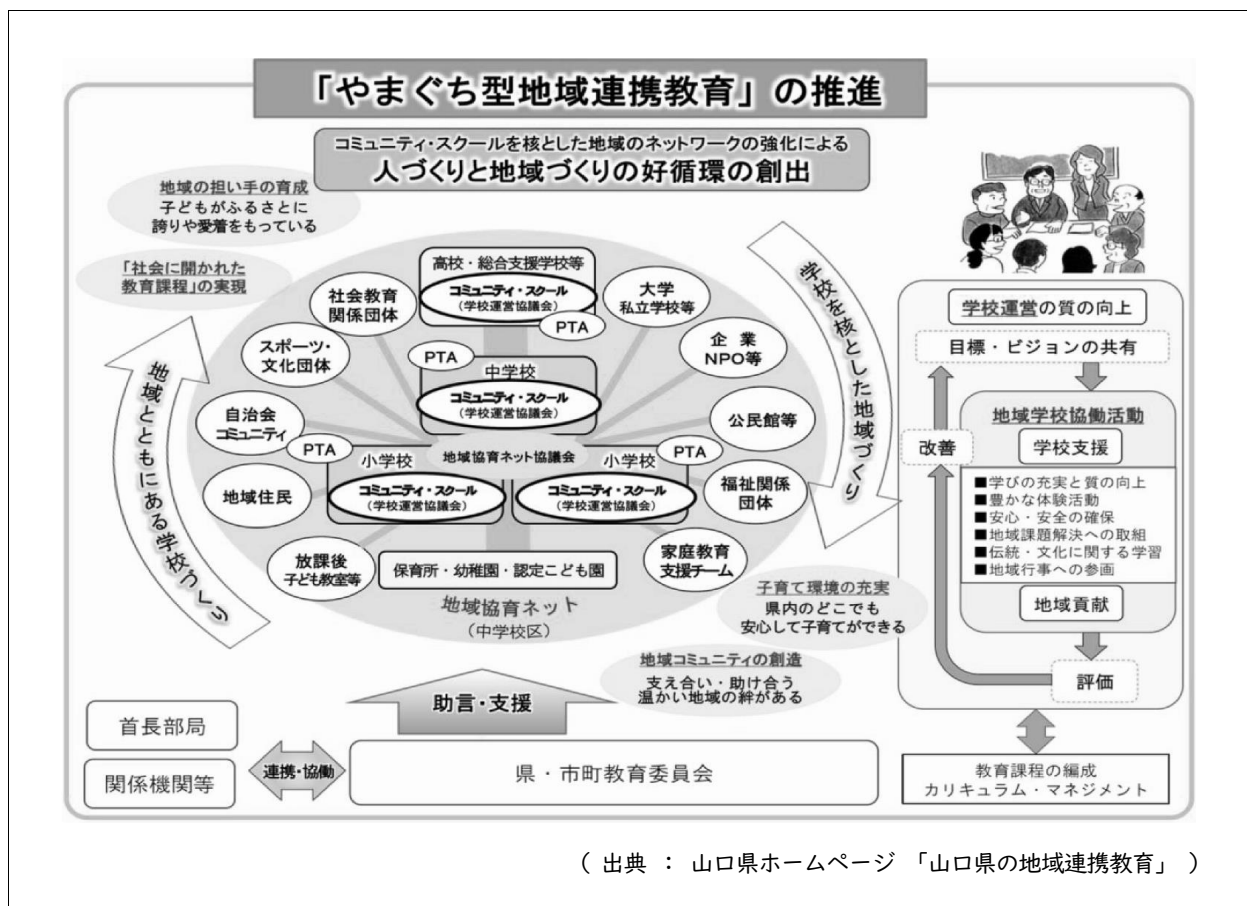
社会に開かれた教育課程

平成29年3月に改訂された小・中学校の学習指導要領（高等学校は平成30年3月）において明確化された基本理念の一つで、子どもたちに将来必要となる力の育成を地域社会との連携・協働を通じて実現していくことをめざす考え方のこと。

(※11)

やまぐち型地域連携教育

コミュニティ・スクールを核とし、地域協育ネットの仕組みを生かして、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り、支援する山口県独自の取組のことで、小・中学校を対象としている。



(出典 : 山口県ホームページ「山口県の地域連携教育」)

(※12)

学校・地域連携カリキュラム

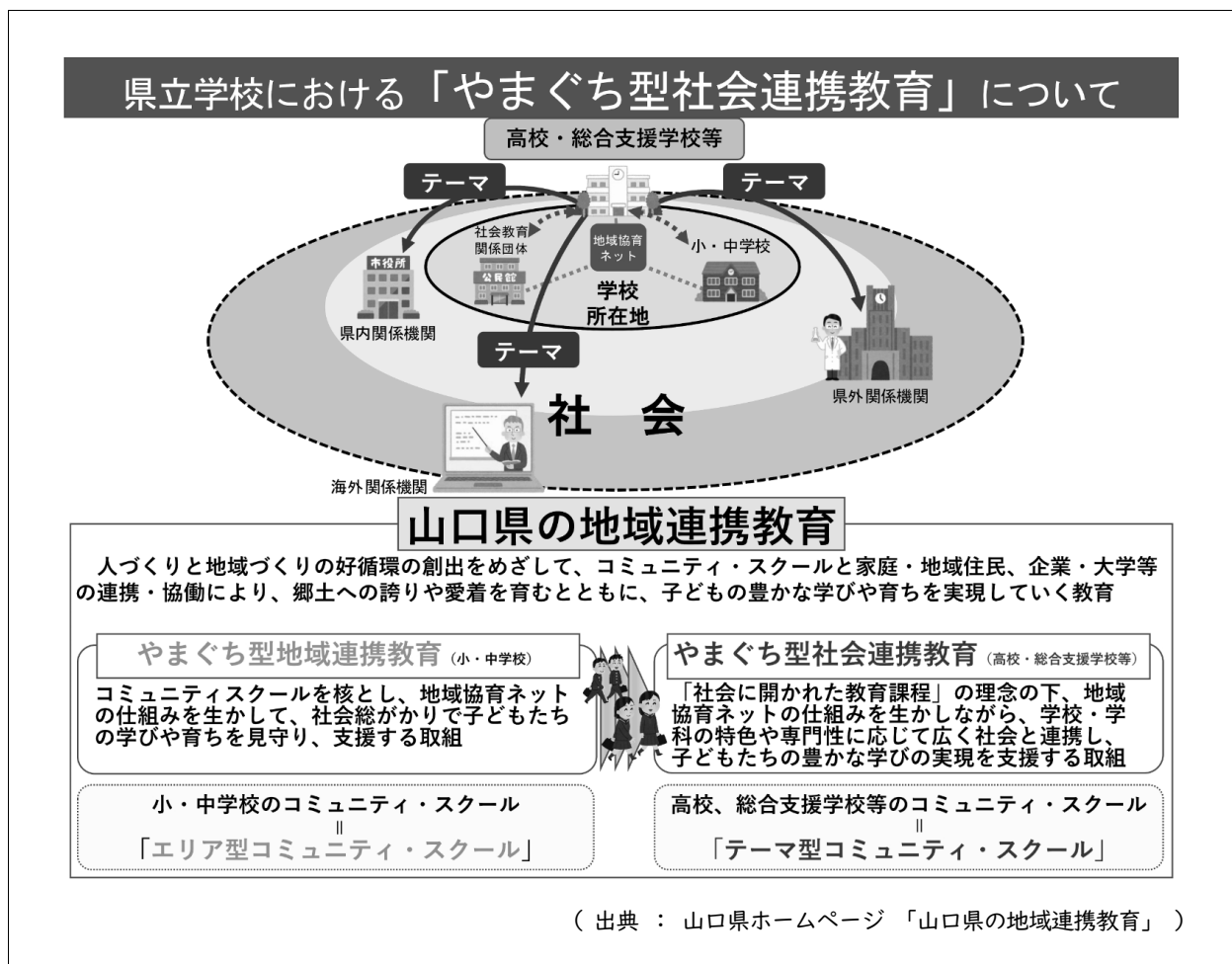
学校と地域が連携して取り組むカリキュラム（授業）のこと。

山口県では、「学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュラム」と定義し、学校の基本方針を示したグランドデザインや「総合的な学習の時間」を中心とした小・中9年間のカリキュラムを効果的に活用しながら、教育活動の質の向上をめざしていくこととしている。

(※13)

やまぐち型社会連携教育

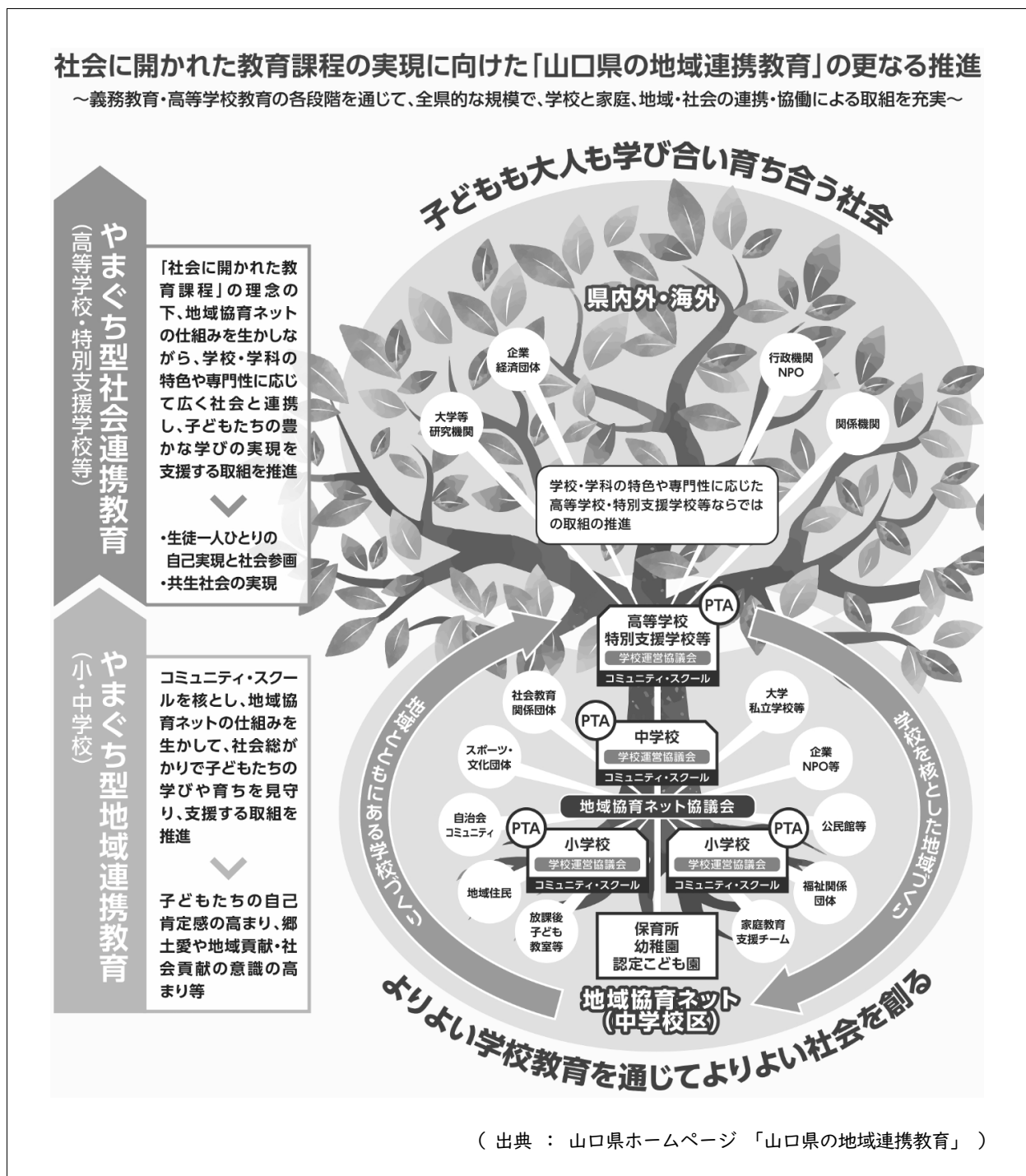
「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学校・学科の特色や専門性に応じて広く社会と連携し、子どもたちの豊かな学びの実現を支援する山口県独自の取組のことで、高等学校・特別支援学校等を対象としている。



(※14)

地域協育ネット

学校や保護者、地域の人々等が連携し、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するためのおおむね中学校区をひとまとまりにした山口県独自の地域学校協働活動の仕組みのこと。



(出典 : 山口県ホームページ 「山口県の地域連携教育」)

(※15)

公民館

「实际生活に即する教育」、「学術・文化に関する事業」、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化」、「生活文化の振興」、「社会福祉の増進」などを目的に、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設のこと。

(※16)

公民館類似施設

公民館と同様の事業等を行うことを目的とする施設のこと。

(※17)

公民館運営審議会

館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画・実施について調査審議する機関のことで、地域住民や保護者、教師などの学校教育や社会教育の関係者、学識経験者等で構成されている。

(※18)

社会教育推進委員会

社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進することを目的として、平成14年度に宇部市が独自で設置した合議制の機関のことで、「地域学校協働本部」の機能を担っている。

(※19)

地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する新たな体制として、平成27年の中央教育審議会の答申で提言されたもの。

(※20)

総合的な学習の時間

子どもたちが自ら学び、自ら考える力や学び方、ものの考え方などを身につけ、よりよく問題を解決する資質や能力などを育むことを目的として、平成10年に改訂された学習指導要領に位置付けられた学習活動のこと。

学習活動が各教科等にまたがるため、どのような内容・方法で実践するかは各学校に委ねられている。

(※21)

コミュニティ推進協議会

宇部市内24地区のふれあいセンターを活動拠点として、各地区内の主要団体（自治会連合会、社会福祉協議会、環境衛生連合会、子ども会、老人クラブ、自主防災組織など10～20団体程度）により構成されている地区組織のこと。

(※22)

宇部市地域おうえんサイト『チキのチカラ』

令和5年4月からスタートした「地域活動の日」の推進ツールとして開設された宇部市独自のポータルサイトのことで、市内24地区の様子や地域活動の状況、イベント等の情報をリアルタイムで発信している。